**平成２９年（フ）第１６３１号**
福岡県糟屋郡新宮町夜臼５丁目12番20―212号、前住所福岡県糟屋郡新宮町下府５丁目８番６―105号
破産者　小林　　智
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１６６３号**
福岡市早良区原６丁目25番３号
破産者　田中　立雄
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１３１号**
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目42番11―32号
破産者　江口　　一
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第３２９号**
鹿児島県指宿市大牟礼５丁目４番23号
破産者　山元　規史
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第１４９４号**
福岡市早良区原６丁目２番24号
破産者　スタイル・アップこと　江崎　秀道
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１６５１号**
福岡県筑紫郡那珂川町仲３丁目９番28号　クローバーハウス201号
破産者　光本　博文
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１６６２号**
長崎市片淵２丁目11―11、住民票上の住所福岡市中央区笹丘１丁目36番１―702号
破産者　犬塚　了介
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第３９２号**
鹿児島県鹿児島市吉野町9162番地４
破産者　前畑レイ子
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第３２０号**
札幌市北区新琴似６条10丁目１番６号　第３友信荘２号
破産者　本津　靖子
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２９０号**
盛岡市向中野４丁目３番12号、旧住所宮城県柴田郡川崎町支倉台１丁目４番43
破産者　北　　京子
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２９年（フ）第４５号**
仙台市太白区長町２丁目５番16―406号、従前の住所埼玉県草加市青柳８丁目14番25号
破産者　西平　　学
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第３８４号**
仙台市太白区南大野田10番地の10　ＰＬＡＺＡ－Ｇ－503、従前の住所秋田県横手市上内町２番22号　プレジール203号室
破産者　榊田　貴士
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第６８号**
福島県喜多方市関柴町平林字下段1496番地、前住所福島県喜多方市字天満前8880番地
破産者　渡部美智代
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２９年（フ）第２７８号**
茨城県水戸市常磐町２丁目４番22号　パナハイツ常磐102号
破産者　さくらこと　根本　玲子
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２９年（フ）第１３９号**
茨城県守谷市中央４丁目２番地６　ブランフレア108、前住所茨城県取手市井野台１丁目17番25―Ａ103号
破産者　渡辺　充哉
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２９年（フ）第５５１号**
埼玉県越谷市赤山町１丁目107番地１　アンビシャスシティ越谷505号
破産者　武石　敏昭
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第５６０号**
埼玉県草加市柿木町1284番地１
破産者　仲亀　　勝
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第２３８号**
山梨県甲府市小瀬町102番地　１―201、前住所山梨県甲府市高畑３丁目１番９号
破産者　保坂　嘉昭
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係